

美術品補償制度説明会における主な質問・意見

平成23年6月20日現在

No.	質問・意見等	回答等
1	<p>展覧会要件の評価額50億円の基準を下げてほしい(多数)。</p> <p>美術品のジャンルごとに評価額が大きく異なる。ジャンルごとの基準設定が望ましいのではないか。</p> <p>対象になる展覧会がかなり大型のものに限られ、結局、地方在住者の海外作品の鑑賞機会の充実にはつながらないのではないか。</p>	<p>法附則の3年後の見直し規定を踏まえ、検討・対応する。</p>
2	<p>制度拡充のために施設が心がけることがあればご教示いただきたい。</p>	<p>無事故実績を積み重ねるとともに、制度拡充の必要性を広く国民各層に説明することが必要。</p>
3	<p>どの程度保険料負担が軽減されるのか(多数)。</p>	<p>5割程度の軽減を見込んでいるが、展覧会の規模によっては1割程度となる場合もある。なお、基準となる保険料そのものが大きく変動するものであることから、大地震後などは、保険料が大きく軽減されたとしても、実支払額がそれほど軽減されない場合もある。</p>
4	<p>申請方法を簡略化して欲しい(複数)。</p> <p>申請が煩雑なようで主催者の負担が心配される。</p> <p>申請手続・書式を簡単にしないと、ニーズが少なくなるのではないか。</p>	<p>申請方法は、本制度の適正な実施という観点から、必要に応じ見直す。</p>
5	<p>ごく真つ当な条件のもとで審査が行われるようで安心した。</p>	
6	<p>格落ちやパンデミック(感染症の世界的な流行に伴う損害)も担保されるのか。</p>	<p>格落ち(評価額の減額)は対象。パンデミックは美術品の損害保険なので想定していないが、2事故目以降も対象。</p>
7	<p>審査会の有識者はどのような人になるのか。</p>	<p>ホームページに掲載しているとおり、国公立の美術館・博物館関係者、保険関係者、その他美術関係者等。</p>
8	<p>もっと質疑・応答の時間が必要。</p> <p>具体的なケースをもとにさらに詳しく説明してほしい。</p>	<p>追加の説明会を7月に開催予定。Q&Aなども含め、ホームページを充実。</p>
9	<p>美術館側のユーザーの申請状況を知りたい。保険との違いを研修する必要があるのではないか(保険会社)。</p>	<p>ホームページ等で対応予定。</p>
10	<p>年間どの程度の申請が想定されているのか。</p>	<p>10数件程度の見込み。</p>
11	<p>地方公共団体の美術館が博物館法の指定を受けないと対象にならないのはなぜか。</p>	<p>公私立の美術館は、非常に数が多く、規模、体制等が多様であるとともに、展覧会の公共性も担保する必要があることから、博物館法の指定要件を課すこととしたところ。</p>
12	<p>巡回展を積極的に対象にしてほしい。</p>	<p>巡回展の開催が促進されるように配慮することとしている。</p>
13	<p>新設館の場合、展覧会実績をどのように判断してもらえるのか。対象にできないのか。</p>	<p>担当者の履歴等は実績となるが、施設そのものの開催実績は、オープン展の場合はないものと判断されるため、対象とするにはハードルが高いと考える。</p>
14	<p>国立館が収入をあげすぎていることが、巡回先の地方美術館の経費を圧迫しているのではないか。</p>	<p>巡回展に対する各館の出資については、各館の入場者数見込みや展覧会との関わりなどの様々な要素によって、総合的に判断されていると考えている。</p>

No.	質問・意見等	回答等
15	<p>所有者が公の美術館・博物館の場合は所有者が借り手側の指定代理人になることも可能とのことだが、公立館なら可、私立館なら不可ということか。</p> <p>また、特定の美術館・博物館から借りる作品のみに適用することも可能か。</p>	<p>私立館であっても、公的な非営利活動を行っているとなされる場合は、指定代理人となることも可能。</p> <p>特定館のみの作品への適用も可能。ただし、できるだけ多くの作品を対象とすることが望ましい。</p>
16	<p>第三者評価額の欄は必ず記載しなければならないのか。また、オークションハウスや美術商ではない、学芸員の評価ではだめなのか。(複数)</p>	<p>必ず記載することが必要。学芸員でも構わないが、飽くまで所有者及び主催者以外の第三者である他館の学芸員である必要があり、かつ、購入担当者等の経歴を有していることが望ましい。</p> <p>なお、評価額の代替として、報道資料等でオープンになっている評価額(例:ジャコモッティ作・歩く男 I・約86億円・サザビーズ)や購入価額を記載することも可能。</p>
17	<p>原子力事業者が賠償する原子力損害については、放射線測定が必要費用等の二次的損害も含まれるのか。</p>	<p>二次的損害をどこまで含むのかについては、今、正に検討されているところであるが、原発から遠く離れた地の場合は難しい見込みである。</p>
18	<p>契約書については飽くまで邦文が正式版ということか。また、争いがあった場合は、これに基づいて日本の裁判所で判断されるということか。</p>	<p>左のとおり。</p>
19	<p>申請から契約締結までの間に作者の死亡などで評価額が大きく変動した場合、対応は可能か。</p>	<p>契約締結前で、合理的な理由があれば変更は可能。ただし、契約締結後は約定評価額は変更できない。</p>
20	<p>補償期間がウォール・トゥ・ウォールでない国際巡回展の場合も適用されるのか。</p>	<p>可能。補償期間が通常のウォール・トゥ・ウォール以外の場合には、個別に補償期間を設定することとなる。</p>
21	<p>所有者評価額と第三者評価額が著しく離れており政府補償の対象とできないような作品がある場合は、補償契約の範囲はどうなるのか。</p>	<p>その作品のみを政府補償の対象から外し、民間保険でフルカバーしてもらうことになる。その他の作品は、補償契約の対象となる。</p>
22	<p>共催の時は美術館、マスコミそれぞれが赤字も黒字も折半しているが、利益が出た場合はそれぞれに公益的事業に充てるのか。</p>	<p>左のとおり。国が損害を負担する美術品補償制度で生じた利益は、国民に還元することが原則である。</p>
23	<p>県などの場合は、利益を次年度の一般予算に繰り入れるだけではない(美術館の用途とすべき)としてもらった方が、都合がよい。</p>	<p>制度の趣旨からして、そのように取り扱うことが望ましいと考える。</p>
24	<p>国内作品の場合は地震による損害を保険でカバーしないことが多いが、政府補償が適用された場合は、同一の補償内容ということで、民間保険も地震損害をカバーしなければならないのか。(複数)</p>	<p>カバーすることが望ましいが、所有者が納得している場合は、その必要はない。ただし、国の補償は1億円を超えてから、その超えた額だけとなる。</p>
25	<p>実施報告書のヒヤリハット事例の記載は公表前提か。</p>	<p>左のとおり。文化審議会の資料として、取りまとめて公開することを予定している。</p>
26	<p>申請要領P23の安全配慮事項の具体的な記載例は何か。</p>	<p>展示会の展示作品、施設等の内容に応じた注意事項を記載する。審査する側にリスク管理を十分に検討していることが伝わるような内容とすること。</p>
27	<p>20日を超えることとされている開催日数には休館日は含まれるのか。</p>	<p>含まれることとするが、あまりに休館日が多い場合は、制度の趣旨からして望ましくない。</p>

No.	質問・意見等	回答等
28	<p>中国からの借り出しにおいて、ヒビが入っただけで全損とする契約を求められるケースもある。全損等の定義はどうあるべきなのか。</p> <p>また、完全に全損した場合でも、その破片等を所有者に返さなければならない契約になっているケースもある。</p>	<p>全損か否かかどうかは、所有者の意見に加え、必要に応じ第三者の意見も踏まえ、政府において判断する。所有者がそれに納得できない場合は、主催者が補填することになるか、司法の場で政府と争うことになる。</p> <p>残存物については、政府が無価値と判断し、引き取る必要性を認めない場合には、代位しないことになるが、価値がある場合は、政府が引き取るか、その分の価値を補償額から差し引くこととなる。</p>
29	<p>収支決算において、黒字が出た場合における使途の書き方について教えてほしい。例えば「文化事業に使用」ということでもよいのか。また、収支の報告書は開示するのか。</p>	<p>国民への説明責任であるので、ある程度具体的に記入すること。例えば展覧会名であるとか、具体のシンポジウムやワークショップへの使用など。また、報告書はホームページでの公開を検討している。</p>
30	<p>通常、諸外国の政府補償又は民間保険では、補償証明書は1枚であるが、我が国の制度の場合、政府補償と民間保険の2枚になるという理解でよいのか。所有者から不信を招くことにならないか。</p>	<p>美術品の所有者の判断次第であるが、民間保険と政府補償の契約書の2枚となるのではないかと考える。</p>
31	<p>事前照会における採択見込みの通知をできるだけ早くしてほしい。</p>	<p>本制度の適正な実施という観点から、必要に応じ見直す。</p>
32	<p>事前照会をできるだけ簡易にしてほしい。</p>	
33	<p>複数の主催者で申請する場合の書類作成についてさらに説明してほしい。</p>	<p>申請代表者が各主催者の書類を取りまとめ、一括して申請することとなるが、個別具体的な内容については、個別に相談いただきたい。</p>
34	<p>実行委員会形式の場合、赤字や黒字は、出資比率に応じて、分配されるが、利益の分配による利益目的(展覧会対象外)に該当しないのか。</p>	<p>利益目的か否かは、内容で判断するため、実行委員会形式に問題はない。</p>
35	<p>実行委員会形式の場合、利益の使途は、各主催者がそれぞれ記載するのか。</p>	<p>左のとおり。</p>
36	<p>巡回展の場合、申請代表者は、幹事館なのか、マスコミなのか。</p> <p>また、収支決算は個別に出すのか。</p>	<p>どちらでも構わない。</p> <p>収支決算は、各館個別＋全体の基本経費の取扱いが分かるものになると考える。</p>
37	<p>コンディション・レポートを確認する修復家は、開催館に置かれている必要があるのか。</p> <p>また、その資格要件はあるのか。</p>	<p>開催館に置かれていることが望ましいが、臨時に雇用又は委託しても構わない。</p> <p>資格要件はないが、その者の専門性について、審査で疑義が指摘された場合は、差し替えを求めることもあり得る。</p>